

(費用負担なし)

アスベスト含有調査のおすすめ

●補助制度の目的

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業

この補助制度は、民間建築物での吹付け建材に使用されているアスベストの含有調査を実施される方に補助金を交付し、アスベストを含有する民間建築物の把握とその除去を促進し、市民の生活環境の保全を図ることを目的としております。

調査費用については、基本的に**全額補助**されます。(ただし、上限内に限る。)

なお、平成 28 年度から『**建築物石綿含有建材調査者**』(国家資格)による調査実施を条件としています。

●制度を利用できる条件

＜対象者＞

- 補助対象建築物の所有者、管理者、共同住宅等の管理組合の代表者
市税を完納している方

＜対象建築物＞

- 解体(除却)、増改築等の予定のない建築物
- 建築確認又は計画通知済証の交付を受けて建築された建築物
- アスベスト含有調査に関して、他の補助等を受けていないもの

＜その他＞

※「建築物石綿含有建材調査者」により行われる調査が対象です。

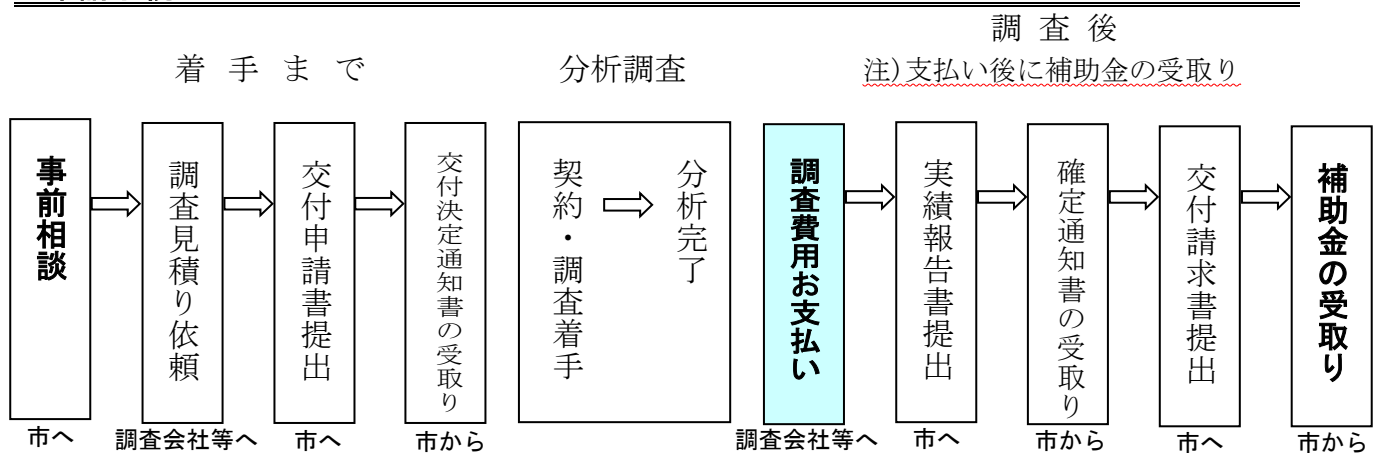
※予算額が定められており、予算額に達し次第申し込みを終了しますのでご了承ください。
(毎年度の募集期間は概ね5月～8月です。)

●補助金の交付額

アスベスト含有分析調査費＝6種の分析調査費(出張費、報告書作成費等を含む)

なお、1棟当たり、複数の階で違った種類の吹付け材がある場合を想定し、**25万円を限度**としております。

●申請手続きフロー



●相談・申請先

詳しくは建築指導課へ。**当制度をご利用の際は、必ず事前に当課窓口にご相談ください。**

大津市役所 都市計画部 建築指導課(建築安全推進係)

電話 077-528-2774

FAX 077-523-1505